

岩手県医療局管理規程第10号

医療局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

医療局職員の職の設置に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(吏員の職)</p> <p>第2条 医療局に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める職を置き、特別の事情がある場合のほか、事務吏員又は技術吏員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、診療センター長、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、科次長、室次長、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、看護師長、看護師長補佐、主任看護師、主任助産師、診療放射線技師長、副診療放射線技師長、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、理学療法技師長、作業療法技師長、理療技師長、病院付、部付</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	区 分	職	[略]		病院	院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、診療センター長、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、科次長、室次長、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、看護師長、看護師長補佐、主任看護師、主任助産師、診療放射線技師長、副診療放射線技師長、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、理学療法技師長、作業療法技師長、理療技師長、病院付、部付	<p>(吏員の職)</p> <p>第2条 医療局に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める職を置き、特別の事情がある場合のほか、事務吏員又は技術吏員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>院長、<u>統括副院長</u>、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、<u>脳神経センター長</u>、<u>呼吸器センター長</u>、<u>消化器センター長</u>、<u>循環器センター長</u>、<u>腎センター長</u>、<u>小児・周産期センター長</u>、<u>病理診断センター長</u>、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、<u>副脳神経センター長</u>、<u>副呼吸器センター長</u>、<u>副消化器センター長</u>、<u>副循環器センター長</u>、<u>副腎センター長</u>、<u>副小児・周産期センター長</u>、科次長、室次長、<u>地域診療センター長</u>、<u>副地域診療センター長</u>、<u>地域診療センター医長</u>、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、事務長、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、<u>看護総括師長</u>、看護師長、看護師長補佐、主任看護師、主任助産師、診療放射線技師長、副診療放射線技師長、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、理学療法技師長、作業療法技師長、理療技師長、<u>上席医療安全管理専門員</u>、<u>医療安全管理専門員</u>、病院付、部付</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	区 分	職	[略]		病院	院長、 <u>統括副院長</u> 、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、 <u>脳神経センター長</u> 、 <u>呼吸器センター長</u> 、 <u>消化器センター長</u> 、 <u>循環器センター長</u> 、 <u>腎センター長</u> 、 <u>小児・周産期センター長</u> 、 <u>病理診断センター長</u> 、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、 <u>副脳神経センター長</u> 、 <u>副呼吸器センター長</u> 、 <u>副消化器センター長</u> 、 <u>副循環器センター長</u> 、 <u>副腎センター長</u> 、 <u>副小児・周産期センター長</u> 、科次長、室次長、 <u>地域診療センター長</u> 、 <u>副地域診療センター長</u> 、 <u>地域診療センター医長</u> 、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、事務長、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、 <u>看護総括師長</u> 、看護師長、看護師長補佐、主任看護師、主任助産師、診療放射線技師長、副診療放射線技師長、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、理学療法技師長、作業療法技師長、理療技師長、 <u>上席医療安全管理専門員</u> 、 <u>医療安全管理専門員</u> 、病院付、部付
区 分	職												
[略]													
病院	院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、診療センター長、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、科次長、室次長、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、看護師長、看護師長補佐、主任看護師、主任助産師、診療放射線技師長、副診療放射線技師長、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、理学療法技師長、作業療法技師長、理療技師長、病院付、部付												
区 分	職												
[略]													
病院	院長、 <u>統括副院長</u> 、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、 <u>脳神経センター長</u> 、 <u>呼吸器センター長</u> 、 <u>消化器センター長</u> 、 <u>循環器センター長</u> 、 <u>腎センター長</u> 、 <u>小児・周産期センター長</u> 、 <u>病理診断センター長</u> 、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、 <u>副脳神経センター長</u> 、 <u>副呼吸器センター長</u> 、 <u>副消化器センター長</u> 、 <u>副循環器センター長</u> 、 <u>副腎センター長</u> 、 <u>副小児・周産期センター長</u> 、科次長、室次長、 <u>地域診療センター長</u> 、 <u>副地域診療センター長</u> 、 <u>地域診療センター医長</u> 、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、事務長、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、 <u>看護総括師長</u> 、看護師長、看護師長補佐、主任看護師、主任助産師、診療放射線技師長、副診療放射線技師長、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、理学療法技師長、作業療法技師長、理療技師長、 <u>上席医療安全管理専門員</u> 、 <u>医療安全管理専門員</u> 、病院付、部付												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>													